

## 郡山市新規就農者等住居費支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業従事者の高齢化及び労働力不足の傾向にある本市の農業の現状において、営農を開始した新規就農者等の農業経営基盤の確立、営農定着及び地域農業の活性化に資するため、市外から本市へ転入した認定新規就農者等に対し、住居の賃借料の一部を予算の範囲内で補助金を交付することに関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年本市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定新規就農者 本市から農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4第1項の規定による青年等就農計画の認定を受けた者をいう。
- (2) 就農準備資金受給者 新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記2第2の1の就農準備資金を本市で受給している者をいう。

(補助金の交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第5条の規定による申請をした日以前の24か月以内に市外から本市へ転入し、本市に継続して居住する者
- (2) 自己の住居を賃借している者
- (3) 適切に営農をしている者
- (4) 次のアからウまでのいずれかに該当する者
  - ア 認定新規就農者（法人の場合は理事、取締役その他の役員）
  - イ 就農準備資金受給者
  - ウ その他市長が認める者
- (5) 市税等（個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税をいう。）を滞納していない者

(補助金の交付の対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は住居の賃借料（管理費、共益費、駐車場使用料その他の経費は除く。）とし、補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、1か月当たり2万円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、月の中途の入退去等により生じた日割の賃借料は、補助対象経費から除くものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、補助金の交付の決定があった日（以下この項において「交付決定日」という。）が月の中途である場合は、交付決定日の属する月の賃借料は、補助対象経費から除くものとする。ただし、交付決定日が月の初日である場合は、当該月の賃借料は補助対象経費に含めるものとする。

(補助金の交付の申請等)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、同条第1号の補助事業等事業計画書は郡山市新規就農者等住居費支援事業補助金申請に関する調書(第1号様式)とし、同条第2号の収支予算書は収支予算書(第2号様式)とし、同条第3号のその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 同意書兼誓約書(第3号様式)
- (2) 住民票の写し
- (3) 住居の賃貸借契約書の写し
- (4) 就農準備資金を受給していることを証する書類(就農準備資金受給者に限る。)
- (5) 補助金振込先口座を確認できる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

(軽微な変更の範囲)

第6条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 補助対象経費の総額の10分の3に相当する金額以内の変更
- (2) 事業計画の細部の変更であって、補助金の交付を決定した額の増額を伴わない変更

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付の目的以外に使用しないこと。
- (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して10年間保存すること。

(実績報告)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、事業が完了したときは、当該完了の日から30日以内又は事業が完了した日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに、規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。この場合において、同条の補助事業等に係る収支決算書は収支決算書(第4号様式)とし、同条のその他市長が必要と認めて指示する書類は次のとおりとする。

- (1) 住居の賃借料を支払ったことを確認できる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書により補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

(概算払)

第10条 市長は、必要と認めるときは、補助金の交付の決定に係る額の全部又は一部を概算払の方法により交付することができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月22日から施行する。